

# 甲府市子ども屋内運動遊び場遊具等提案及び設置業務 仕様書

## 1 目的

本市は、子どもの運動能力が全国や県の平均値を下回っていることを、子どもを取り巻く課題の一つとして認識し、これまで、子どもの運動能力の向上に繋がるよう、「プレイリーダーの育成」や「運動遊びができる場の創出」に取り組んできた。

これらの取組は、運動全般の基本的な動きを身に付けやすい「3歳から6歳までの幼児期に運動遊びを通じて、多様な動きを経験することが子どもの運動能力の低下を防ぐために重要である」とする文部科学省の幼児期運動指針に基づくとともに、この幼児期運動指針策定委員会委員・ワーキンググループ委員を務められた中村和彦山梨大学教授と協働し、中村教授の提唱する「成長に必要な36の体の動き」や「遊びに面白くのめり込むことが重要である」という理論のもとに実施してきた。

そしてこの度、これらの実績に基づき、遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与する運動遊びの新たな拠点となる「子ども屋内運動遊び場（以下「屋内遊び場」という。）」を設置する。

## 2 業務名

甲府市子ども屋内運動遊び場遊具等提案及び設置業務

## 3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

## 4 履行場所

住 所：山梨県甲府市丸の内一丁目10番7号

建 物：東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社 社屋1階（一部）

床 面 積：524.59㎡（トイレ及びスタッフルームを除く。）

## 5 予算額

68,922千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、設計及び設置に係る経費を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

## 6 業務内容

### (1) 遊具等提案業務

ア 大型遊具やその他遊具、知育玩具、屋内遊び場の設置に必要となるその他備品（以下「遊具等」という。）の選定・提案

- イ 遊具等の配置に関するレイアウトの作成
- (2) 遊具設置業務
  - ア 遊具等の調達（製造を含む。）
  - イ 遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む。）
  - ウ 屋内遊び場内におけるサインや壁面のグラフィックの設置

## 7 屋内遊び場の仕様

### (1) 屋内遊び場について

- ア 「1目的」を踏まえた屋内遊び場を設置すること。
- イ 利用対象者は、乳幼児から小学生までの子どもとその保護者とする。
- ウ 屋内遊び場の運営は、1クール90分の1日4クール制とする。
- エ 1クールあたりの利用定員は、150人（75組：子ども75人・保護者75人）を目安とする。
- オ 利用する子どもとその保護者に使用料を納付していただくための券売機（1台）を設置すること。
- カ 券売機は、発券した用紙に日付や有効期限等が印字できるものとする。
- キ 屋内遊び場内には、運動遊びエリア、ごっこ遊びエリア、乳幼児向けエリア、エントランスエリアを配置すること。
- ク 利用する子どもとその保護者に見やすい位置に時計の設置を検討すること。（具体的には、運動遊びエリアとエントランスエリアに検討すること。）
- ケ 利用する子どもとその保護者に見やすいサインを設置すること。
- コ 子どもの屋内遊び場にふさわしい壁面のグラフィックを設置すること。
- サ 遊具等の周囲等には衝撃吸収材やゆとりあるスペースを設けるなど、十分な安全策を講じること。
- シ 子どもの転倒や落下、衝突による怪我を軽減するよう配慮すること。（具体的には、ウレタンマットやウレタンウォールなどの衝撃吸収材を床面や柱出隅等に設置すること。）

### (2) 屋内遊び場の各エリアについて

- ア 運動遊びエリア
  - ・概ね3歳から小学生までの子どもとその保護者が対象。
  - ・子どもが元気に遊び、体を動かすなかで、成長に必要とされる多様な動きを身につけることができるような空間を作ること。
  - ・子どもが全身を使って遊べる遊具等（大型遊具（複合遊具を含む。）、エア系遊具、回転系遊具、ボールプール、クライミング等）を選定・設置すること。
  - ・ユニバーサルデザイン仕様の大型遊具（複合遊具を含む。）を設置する場合は、高さは3.9m以内、床荷重300kg/m<sup>2</sup>程度を考慮すること。
- イ ごっこ遊びエリア
  - ・概ね3歳から小学生までの子どもとその保護者が対象。
  - ・創造力を育むとともに他の利用者との交流を通じて社会性を育むための空間を

作ること。

- ・子どもの知育、社会性等の発達・発育に効果的な遊具等を選定・設置すること。

#### ウ 乳幼児向けエリア

- ・3歳未満の子どもとその保護者が対象。
- ・遊具等を使って、親子で触れあいながら遊べる空間を作ること。
- ・バランス感覚等を養う遊具や創造力や工夫する力を育む遊具など、発達・発育に効果的な遊具等を選定・設置すること。
- ・幼児がほふく可能な面積（40㎡程度）を確保すること。
- ・授乳室はソファ等を設置し、利用者にとって心地よい空間を作ること。

#### エ エントランスエリア

- ・利用者が入りやすい、明るい雰囲気の間を作ること。
- ・受付用カウンターを設けること。
- ・利用者の手荷物（履物を含む。）を収納できる棚を設置すること。
- ・ベビーカーの駐車スペースを確保すること。
- ・券売機（1台）と飲料用自動販売機（2台以内）を配置するスペースを確保すること。

### (3) 遊具等について

ア 遊具等の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版・平成26年6月国土交通省）」に基づき、「遊具の安全に関する規準（最新版）」（JPFA-SP-S）又はこれと同等の基準を満たすものとする。

イ 各遊具には、対象年齢、遊び方及び注意事項等を記載したものを利用者に分かりやすく表示すること。

ウ 調達した遊具等を記載した管理台帳を作成し、提出すること。

エ 遊具等の使用方法や注意事項等について記載したマニュアルを提出すること。

## 8 企画提案事項

次の項目について審査・評価を行う。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 屋内遊び場の設置方針に関する事項
- (4) 屋内遊び場のデザインに関する事項
- (5) 遊具等を選定・設置に関する事項
- (6) 安全性への配慮に関する事項
- (7) 維持管理の容易性・コスト低減への配慮に関する事項
- (8) バリアフリーへの配慮に関する事項
- (9) スタッフ研修への配慮に関する事項
- (10) 情報発信への配慮に関する事項
- (11) 地域貢献への配慮に関する事項
- (12) 運営上の新型コロナウイルス感染防止への配慮に関する事項

## (13) 提案価格

### 9 業務実施の条件

- ・遊具等の搬入・設置作業において必要な機器や経費は、受託者の負担とする。
- ・遊具等の搬入・設置作業を行う場合、4 t以下の車両に限り、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社の正面玄関前スペースに乗り入れることができる。
- ・遊具等の搬入・設置に関する作業日、作業時間の詳細は、本市を介して、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社と協議・調整のうえ決定するものとする。

### 10 成果物の提出

業務完了後、次のものを提出すること。

- ・業務完了報告書1部

※A4ファイルに綴じて提出すること。

※報告書に添付する資料は次のとおりとする。

- ・概要図（屋内遊び場完成図） A3版1枚カラー（様式任意）

- ・配置図（遊具等の全体配置図） A3版1枚カラー（様式任意）

- ・現場写真（遊具等設置前、遊具等設置作業、遊具等設置後）

写真は業務が適正に実施しているか確認するためのものであることに留意し、各エリアの現場写真を添付すること。なお、業務の進捗によって不可視となる箇所や後日確認が困難になる箇所は注意すること。

- ・写真撮影箇所を記載した図面

- ・遊具等管理台帳

- ・マニュアル等その他報告に必要となる資料

- ・電子記録媒体1部

※ワード又はエクセル形式及びPDF形式でDVD-R又はCD-Rの電子記録媒体に保存

※提出された成果物は、委託者が自由に編集・使用できるようにすること。

### 11 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務において調達した遊具等の所有権は、業務完了後、本市に帰属すること。
- (3) 本業務における成果品（概要図や配置図、サイン、グラフィック等を含む。）の所有権、著作権、利用権は、業務完了後、本市に帰属すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由により不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

- (6) 経費の支出や本業務に関わる一切の関係書類を整理し、業務終了後5年間保管することとし、本市をはじめ山梨県や会計検査院等による本業務に関する問合せや調査等に協力すること。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と受託者で協議を行うこと。

## 12 位置図

